

免許番号 区第141号

漁場の位置 淡路市室津地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ及びCを結んだ線と室津港西防波堤西側線並びに最大高潮時海岸線に沿う沖合50メートルの線によって囲まれた区域

点の位置

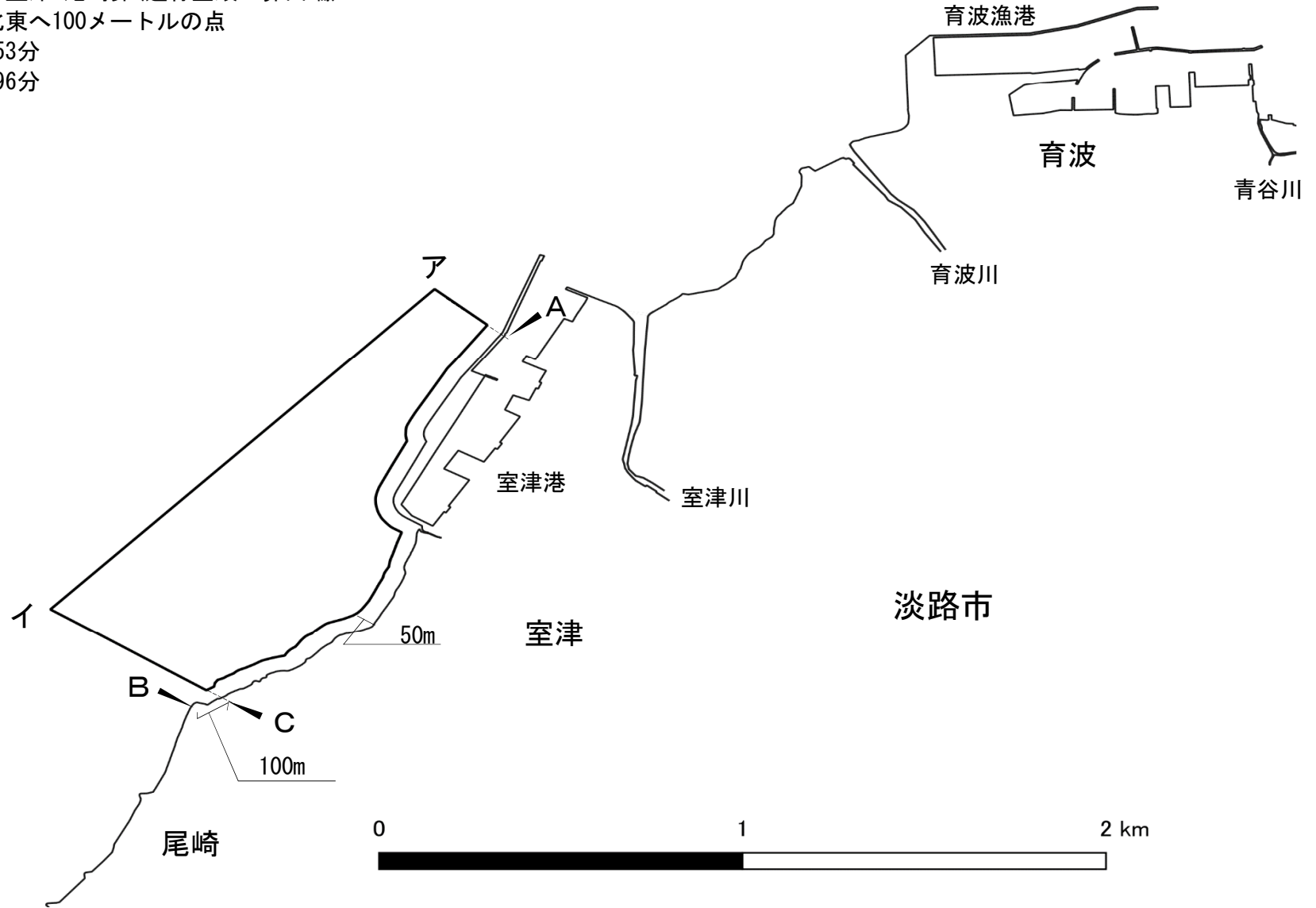
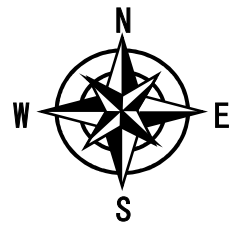
A 淡路市室津港西防波堤上旧灯台跡（北緯34度31.41分、東経134度52.62分）

B 最大高潮時海岸線における淡路市室津・尾崎界（通称壁頭の鼻西端）

C Bから最大高潮時海岸線に沿い北東へ100メートルの点

ア 北緯34度31.48分、東経134度52.53分

イ 北緯34度30.96分、東経134度51.96分



令和5年9月1日 免許
区第141号

1	表 示				表示 番号	表 示		
1	免許年月日	令和5年9月1日	存続 期間	令和5年9月 1日から 令和10年8月31日まで	1	左記のとおり漁業権の設定を登録する。 令和5年9月1日		
	漁 場	別紙漁場図のとおり						
	漁業の種類	第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から6月30日まで				
	主な漁獲物							
	漁業の時期							
制 限 又 は 条 件	1 養殖施設のあることを標示するため、漁場の付近を航行する船舶から視認できる 標識を設置しなければならない。 2 漁期終了後、速やかに漁場を清掃しなければならない。 3 養殖施設の撤去は、漁業の時期中に行わなければならない。							
漁 業 権 区			先 取 特 権 区		抵 当 権 区		入 漁 権 区	
順位 番号	事 項		順位 番号	事 項		順位 番号	事 項	
1	淡路市室津字宮田2534番地先 室津浦漁業協同組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日							
海 区	兵庫県瀬戸内海海区		免許番号	区第141号		摘 要		